

介護保険

問い合わせ▷高齢福祉課

平成14年度第1号被保険者の 保険料納入通知書を送ります

65歳以上の人（第1号被保険者）の平成14年度介護保険料が決まります。確定した保険料を今月中旬にお知らせします。



■介護保険料の決め方は？

第1号被保険者の保険料は、前年の所得によって決まります。市では下表のとおり、5段階に設定しています。なお、保険料を納める方法は、受け取る年金の種類と額によって異なります（下記参照）。

段 階	所 得 状 況	14年度保険料 (計算方法)
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	1万6200円 (基準額×0.5)
第2段階	市民税世帯非課税	2万4300円 (基準額×0.75)
第3段階	市民税本人非課税	3万2400円 (基準額)
第4段階	市民税課税（本人合計所得金額が250万円未満）	4万0500円 (基準額×1.25)
第5段階	市民税課税（本人合計所得金額が250万円以上）	4万8600円 (基準額×1.5)

老齢年金・退職年金 年額18万円以上の人

特別徴収 で納めます

年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料が差し引かれます。※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。

特別徴収の人は、2か月ごとに支払われる年金から2か月分の保険料が天引きされます。

4・6・8月分は、仮徴収通知書でお知らせしましたが、保険料が確定しますので、今月中旬に1年間分（4月～来年2月分）の確定保険料をお知らせします。

なお、今年10月から特別徴収になる人は、4月から9月までの保険料を7・8・9月に納付書または口座振替で市へ納めます。

月別介護保険料 <例：保険料第3段階（年額3万2400円）の場合>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
保険料	5400円		5400円		5400円		5400円		5400円		5400円	

※保険料段階が前年度と同じ場合です。

こんなときは 普通徴収に

年度途中で65歳になった人や安城市に転入してきた人は、普通徴収になります。なお、翌年度の10月からは特別徴収に切り替わります。

老齢年金・退職年金 年額18万円未満の人

普通徴収 で納めます

納付書または口座振替で市へ納めます。

普通徴収の人は7月から平成14年度分の納付が始まります。納期は7月から来年2月までの毎月で、納付書または口座振替で市へ納めます。今月中旬に納付書または口座振替通知書をお送りします。

月別介護保険料 <例：保険料第3段階（年額3万2400円）の場合>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
保険料				4400円	4000円	4000円	4000円	4000円	4000円	4000円	4000円	

※100円未満の端数は7月分で調整します。

普通徴収の人には 口座振替が便利です

預金通帳と印鑑（通帳の届け出印）を持って、市内金融機関、郵便局または高齢福祉課でお申し込みください。